

秋田大学教育文化学部研究紀要  
人文・社会科学第75集別刷 令和2年3月

中世後期アンジュー公国におけるルネ・ダンジューの奉仕者集団  
～ボーヴォー家～（2・完）

佐藤 猛

Les serviteurs sous René d'Anjou dans l'État angevin à la fin du  
Moyen Âge : la famille de Beauvau (2)

SATO, Takeshi

# 中世後期アンジュー公国におけるルネ・ダンジューの奉仕者集団 ～ボーヴォー家～ (2・完)

佐藤 猛

## Les serviteurs sous René d'Anjou dans l'État angevin à la fin du Moyen Âge : la famille de Beauvau (2)

SATO, Takeshi

### Abstract

À la fin du Moyen Âge René d'Anjou (r. 1434-1480), le quatrième maître de la maison Valois-Anjou, possédait des vastes territoires qui sont appelés « l'État angevin ». La famille de Beauvau était un des « serviteurs » puissants qui ont bien servi et travaillé pour le gouvernement de cet État. Le seigneur de Beauvau Louis, avec son frère Jean, fut nommé à un des membres d'une commission pour réformer les coutumes d'Anjou le 6 octobre 1458. Ils ont successivement rempli un office de sénéchal d'Anjou et de Provence au milieu du 15<sup>e</sup> siècle. Son oncle Bertrand, sire de Présigny a servi à la fois pour René et pour le roi Charles VII (r. 1422-1461). Après avoir été envoyé à sa cour par Yolande d'Aragon, Bertrand fut nommé à un des plénipotentiaires dans la conclusion d'une trêve de Tours (1444). En tant que le premier conseiller de René, il a eu la charge de diriger une réformation des coutumes d'Anjou en 1458-1463. En 1462, il fut nommé à un président séculier de la Chambre des comptes de Paris sous le roi Louis XI (r. 1461-1483). Profitant de son lien étroit avec la royauté, il a réussi de faire ses deux fils occuper une fonction important. L'aîné Antoine a succédé à son père à la présidence de la Chambre des comptes en 1472, et le cadet Jean fut nommé à l'évêque d'Angers en 1450.

**キーワード** : アンジュー公国 ルネ・ダンジュー ボーヴォー家プレシニー系 顧問会 王権

**Mot-clé** : L'État angevin, René d'Anjou, La famille de Beauvau- Présigny, Le conseil, La royauté

### 目次

はじめに

I ボーヴォー族の台頭

II 本家とアンジュー・セネシャル職

〔1〕慣習法改正前

〔2〕アンジュー・セネシャル職の世襲 (以上第74集)

〔3〕慣習法改正後

III 分家と筆頭顧問官バルトラン・ド・ボーヴォー

〔1〕慣習法改正前

〔2〕筆頭顧問官へ

〔3〕慣習法改正後

おわりに

(以上本集)

II 本家とアンジュー・セネシャル職

〔3〕慣習法改正後

ボーヴォー家本家の当主ルイ・ド・ボーヴォーは、1458年初頭よりアンジュー公国の二大所領であるアンジュー公領とプロヴァンス伯領のセネシャル職を兼任し

た。しかし、二つの所領があまりに離れていたため、その移動には多くの時間を要した。結果、ルイはアンジュー・セネシャル職を手放し、プロヴァンス・セネシャル職に専念することとなった。ルネ・ダンジュー (アンジュー公・プロヴァンス伯としては、在位1434～1480、翌35年～ナポリ王・イェルサレム王)は空席となったアンジュー・セネシャル職に、1458年4月14日付でルイの弟ジャンを任命し、その半年後、ジャンを委員長とするアンジュー慣習法改正委員会を設置した<sup>(1)</sup>。

その後、ルイとジャンの兄弟はアンジュー公ないしはフランス王の奉仕者として、どのような活動を展開したのか。まずは、ルイが公国本領のアンジュー・セネシャル職を手放した理由を考えることで、かれらの活動の基盤となる家門状況を検討しておきたい。弟ジャンへのセネシャル任命状には、アンジューとプロヴァンスの距離が円滑な業務遂行を妨げたと記されていた<sup>(2)</sup>。しかし、任命状には記されないボーヴォー本家の内部事情として、本家の跡継ぎ問題が背景にあったと考えられる。

(1) 第74集II-〔2〕。

(2) 第74集II-〔2〕。

当主のルイは生涯で二度結婚しているが、男子は生まれなかった。そのなかで、ルイは両セネシャルの兼任と辞退が確認される 1450 年代末以降、本家の継承問題を考え始めたと思われる。

ルイには、一人目の妻マルグリット・ド・シャンブレ（ルネの東方所領バル公領の貴族家門出身<sup>(3)</sup>、1456 年死去）とのあいだにイザベルという娘がおり、1454 年 11 月 9 日、その結婚が取り決められた。相手は、諸侯家門ブルボン公家の分家、ヴァンドーム伯のジャン・ド・ブルボン（在位 1446～1477）である<sup>(4)</sup>。ヴァンドーム伯側の領地拡大という思惑に、高級貴族層への仲間入りというボーヴォー家の思惑が合致したのだろう。くわえて、この時点ですでに三代にわたりアンジュー公に仕えてきたボーヴォー家にとって、分家とはいえブルボン公家との縁組は社会的上昇を期待することのできる結婚であった。また結婚成立においては、アンジュー公ルネの仲介にくわえて、分家の叔父ベルトラン・ド・ボーヴォーの関与を推測することができる。すでに国王シャルル 7 世に仕えていたベルトランは、1444 年イングランドとのトゥールの平和・休戦交渉において、ジャン・ド・ブルボンの父親で、当時ヴァンドーム伯であったルイ・ド・ブルボンとともにフランス側全権代表を担った<sup>(5)</sup>。

この結婚に際して、ルイ・ド・ボーヴォーは持参金として、トゥレーヌとポワトゥーに有するいくつかの所領とともに<sup>(6)</sup>、30,000 エキュ・ドールを用意した<sup>(7)</sup>。この持参金は後述する叔父ベルトランとブランシュ・ダンジューの結婚時と比べると、当時としては高額だったと考えられる。おそらく、男子相続人を残せないなか、娘イザベルや弟ジャン等のために、アンジュー公領の外側にも利用可能なネットワークを残そうとしたと考えられ

る。

こうして、ルイは本家の継承問題を抱えながら、その活動をプロヴァンスへと向けた結果、1458 年 4 月、弟ジャンへのアンジュー・セネシャル職の継承をルネに求め、承認された。ルイが死去したのは四年後の 1462 年であり、かれはその前年までヴァロワ王家とアンジュー公家の結婚交渉に従事した。では、弟ジャンはセネシャルというアンジュー公領中央統治の長として、どのような活動を展開したのか。

アンジュー・セネシャル就任後のジャンが、最初に関与した大きな任務はアンジュー慣習法改正の任務であった。1458 年 10 月 6 日設置の改正委員会において、ジャンは名目上とはいえ委員長を務めた<sup>(8)</sup>。しかし、その任務は後述するように遅々として進まなかった。以下、ジャンが関わった公領の中央行政に関わる業務について、年代順に検討することとする。

ジャンがセネシャル職にあった 1458 年 4 月～1468 年 1 月（死亡年）のあいだ、ルネは改正アンジュー慣習法の公布前後の一時期をのぞいて、ナポリ遠征を目指してプロヴァンスで活動した。この点は、兄ルイの同職在任中にあたる 1440 年前半～1453 年春、ルネが主にフランス王への奉仕活動とアンジュー公領の統治活動に従事したのとは事情が大きく異なる。このため、ジャンのセネシャル在任中の顧問会議事録や決定備忘録には、「アンジュー・セネシャル」という官職名が登場することは少ない<sup>(9)</sup>。ジャン就任から約 1 年半ほど経った 1459 年 10 月 7 日、アンジューの商人と住民が租税（Cloison）に対する嘆願を顧問会に持ち込んだ際、ジャンがその窓口となったこと等が伝えられるのみである<sup>(10)</sup>。これに対して、ルネがプロヴァンスの地で発給した開封・封緘書状から

(3) シャンブレは現 Chambley-Bussières：ムルト＝エ＝モーゼル県ブリエ郡のコミューン。

(4) 以下、この結婚の詳細については、L. Bidet, « La noblesse et les princes d'Anjou. La famille de Beauvau », dans N. Coulet et J.-M. Matz [réunis par], *La noblesse dans les territoires angevins à la fin du Moyen Âge* (Actes du colloque international organisé par l'Université d'Angers, Angers-Saumur, 3-6 juin 1998, École française de Rome), Paris, 2000 (= « La famille de Beauvau »), p. 489. ビデは同所において、ボーヴォー家の家格上昇を期待できる婚姻関係として、本文で記したイザベルとジャンの結婚の他に二つの結婚をあげている。一つはルイの父ピエールと母ジャンヌ・ド・クランの結婚、もう一つは分家でルイの叔父ベルトランとルネの庶子ブランシュとの結婚である。後者については、III- [3] で論じる。

(5) この時の全権代表者は、諸侯代表：オルレアン公シャルル、ヴァンドーム伯ルイ、中小貴族：ピエール・ド・プレゼ、ベルトラン・ド・ボーヴォーである。中小貴族は兩名ともアンジュー公領の出身者であった。全権代表の委任状は、E. Cosneau, *Les grands traités de la guerre de cent ans*, Paris, 1889, p. 156-159 に刊行。

(6) かつてアンジュー公ルイ 2 世は、ボーヴォー家への負債償還のためルイ・ジャン兄弟の父ピエールにこれらの所領を授与している。第 74 集 50 頁及び註(43)。

(7) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 489-490.

(8) J.-M. Matz, « Le duc en son apanage », dans J.-M. Matz et É. Verry [s. la dir. de], *Le roi René dans tous ses États (1409/1480)*, Paris, 2009, p. 59.

(9) この時期の顧問会議事録や備忘録の一部は、アンジュー会計院記録集に控えとして伝えられ、以下に刊行されている。Ch.-J. Beautemps-Baupré, *Coutumes et institutions de l'Anjou & du Maine antérieures au XVI<sup>e</sup> siècle*. Seconde partie : Recherche sur les juridictions de l'Anjou & du Maine pendant la période féodale, 4 vols (= BB 2), Paris, 1893, t. 4, p. 238-298.

(10) 嘆願内容の要録が 1459 年 10 月 7 日付のアンジュー会計院記録集に記されている (A. Lecoy de la Marche, *Le roi René. Sa vie, son administration, ses travaux artistiques et littéraires : d'après les documents inédits des archives de France et d'Italie*, 2 vols, Paris, 1875, t. 2, p. 289-291)。

は、ジャンのアンジュー・セネシャルとしての多様な活動が明らかになる。

1460年初頭以来、ジャンが長期間従事した業務として、慣習法改正委員の一人、ジャン・ビネルが巻き込まれていた紛争の処理をあげることができる。ジャン・ビネルは法律家一家の生まれであり、両方博士の学位を有し、改正委員会の実務家メンバーであった<sup>(11)</sup>。かれは父オリヴィエ・ビネルから、兄(ないし弟)とともにアンジュー公の巡回裁判集會書記職を相続していた<sup>(12)</sup>。

しかし、1460年1月28日の日付で伝わるアンジェ会計院議事録によれば、ルネより同書記職を授与されたと主張する人物が、ジャン・ビネルの書記職保持に対して会計院に異議を申し立て、ビネル兄弟は会計院に呼び出された<sup>(13)</sup>。当時、アンジュー公領の法廷書記職は王国の慣例に倣って競売に付され、請負に出されていたため、職保有者のあいだで混乱が生じていた<sup>(14)</sup>。会計院は本件について、異議申立から約二週間後の2月13日付でプロヴァンス滞在中のルネに書簡を送った。そこで、ビネル兄弟が訴訟を辞さないとい意気込んでいることを伝え、ルネの措置を求めた<sup>(15)</sup>。ルネは2ヶ月半後の4月28日付で、滞在中のエクス＝アン＝プロヴァンスよりアンジュー・セネシャルのジャンと顧問会に宛てて書簡を發した。そこでは、訴訟回避の上、ジャン・ビネルではなく、相手方の言い分を受け入れるよう措置を取ることが命じられた<sup>(16)</sup>。

この紛争の1年半前、アンジュー慣習法の改正が命じられていた。しかし、業務そのものはまったく手つかずの状態だったようである。プロヴァンス滞在中のルネは、業務が進展しない状況をおそらく会計院との書簡のやり取りを通じて知り<sup>(17)</sup>、怒りをため込んでいた。1460年

2月21日、ルネはエクス＝アン＝プロヴァンスにおいて、改正委員会の委員長であるジャンに宛てて書簡を發した<sup>(18)</sup>。そこで、業務遂行の催促と完成すべき慣習法書物の体裁に至るまで事細かな指示を出した上で、次のように怒りを書き取らせた。

余は、汝〔＝ジャン〕が未だほとんどの事柄をなしていないことを知った。余は驚愕しており、事が何よりも余の国における共通の全般的な善に関わるだけに、満足できない。(引用中の〔 〕内は筆者による補足)<sup>(19)</sup>

しかし、慣習法公布が実現したのは約3年後の1463年1月であった。一方、ジャンがプロヴァンス伯領においてルネの政策決定の場に居合わせることもあった。一例として、慣習法改正事業を催促する書簡から1年2か月後の1461年4月27日、アンジュー公領の毛織物産業奨励に関する措置をあげることができる。同日付けのルネの開封書状はエクス＝アン＝プロヴァンスにて發給されており、折り返し部分には「王、プロヴァンス・セネシャルのボーヴォー卿、ツーロン司教、アンジュー国セネシャル、プレシニィ卿、アンジェ主席司祭によって」と記された<sup>(20)</sup>。アンジュー・セネシャルのジャンは、プロヴァンス・セネシャルの兄ルイ(＝「ボーヴォー卿」)とともにプロヴァンス滞在中の主君の傍らで、自らの管轄地に関する決定に関与していた。

翌1462年、ジャンは兄ルイの死去によりアンジュー及びプロヴァンスの領地を相続した<sup>(21)</sup>。その後、ジャンのアンジュー・セネシャル職は、1468年1月19日ジャンの死に至るまで続いていく<sup>(22)</sup>。

(11) 第74集47頁及び註(19)。

(12) 巡回裁判集會については、第74集52頁。

(13) BB 2-4, p. 254-255.

(14) 書記職の競売については、BB 2-3, p. 132 sq.

(15) BB 2-4, p. 256 : « ... à quoy ilz [=Jehan de Pincé et Jehan de Binel] ont donné opposition, protestant d'en appeler si on vouloit aucunement proceder outre. ». (引用中〔 〕は筆者による補足である)

(16) BB 2-4, p. 257 : « Si voulons et vous mandons que sommairement et de plain et sans figure de procès vous essayez à les [=greffes] appoincter par manière que nostredit secretaire ait partie d'iceulx greffes, ... Et sur le doux desd. lectres est escript : A nos très-chiers et feaulx les seneschal et autres gens de nostre Conseil estans à Angiers. ».

(17) アンジェ会計院とプロヴァンスにいるルネのあいだでの書簡のやり取りについては、拙稿「一五世紀中葉におけるルネ・ダンジューの慣習法改正命令」『秋大史学』第64号、2018年、15-16頁。

(18) 本書簡はLecoy de la Marche, *Le roi René* ..., t. 2, p. 292-293に刊行。

(19) Lecoy de la Marche, *Le roi René* ..., t. 2, p. 292 : « ... n'avez encores aucune chose fait faire qui soit venu à notre cognoissance, dont nous merveillons, et n'en povons estre contens, veu que la matière touche si avant le bien commun et général de tout notredit país. ».

(20) Lecoy de la Marche, *Le Roi René* ..., t. 2, p. 296 : « Par le roy, le sire de Beauvau, seneschal de Prouvence, l'évesque de Thoulon, les seneschal dudit pays d'Anjou, le sire de Présigny, et l'archipresbtre d'Angiers présens. ».

(21) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 489-490.

(22) ジャンの後任はルネの娘婿フェリー・ド・ヴォデモンの弟ジャン(A. Girardot, « René d'Anjou : une vie », dans J.-M. Matz et É. Verry [s. la dir. de], *Le roi René dans tous ses États (1409/1480)*, Paris, 2009, p. 48)である。ヴォデモン伯家は1434年のロレーヌ継承戦争以来、ルネと対立してきたが、アンジュー公家と婚姻関係を結んで和解した。その後は、ルネのロレー

### Ⅲ 分家と筆頭顧問官ベルトラン・ド・ボーヴォー

ルネ治世において、ボーヴォー家は本家を含めて三つの家系に分かれていた<sup>(23)</sup>。二つの分家のうち、一つはジャン1世（生年不詳～1391）の従弟マセの後裔の家門である。領地名から、研究上はプレシエール・エ・ル・リヴォ系<sup>(24)</sup>と呼ばれる。後述する1430年代以降、ボーヴォー一族の奉仕活動がアンジュー公国とフランス王国へと分化するなか、この分家の活動はルネの弟メヌ伯シャルルへの奉仕に特化していった<sup>(25)</sup>。もう一つの分家は、ジャン1世の次男ベルトラン（1400生～1474）に始まる家系であり、領地名からプレシニー系<sup>(26)</sup>と呼ばれる<sup>(27)</sup>。1458年発足の慣習法改正委員会においては、この家系から当主ベルトランと、その次男で当時アンジェ司教だったジャン（生年不詳～1479）が名を連ねた。

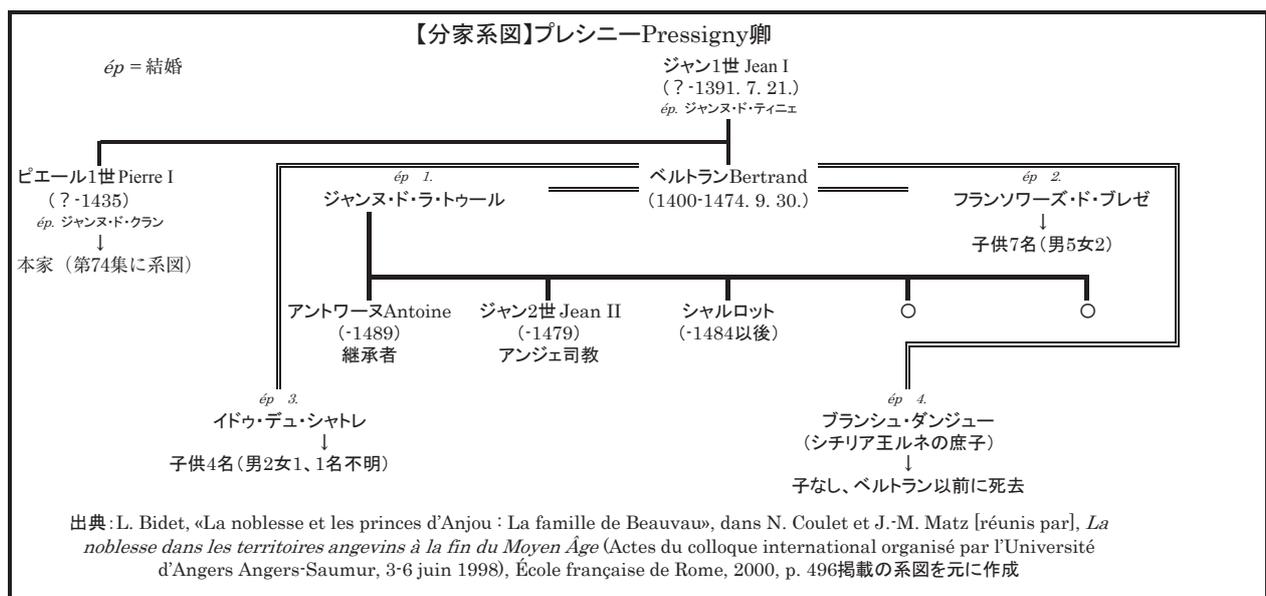
本節では、慣習法改正当時、筆頭顧問官の肩書を有したプレシニー卿ベルトランを中心に、分家の奉仕活動を前節同様1450年代後半～1460年代前半を区切りとして検討する。本家との血縁関係を確認しておく、ベルトランは本家のルイ・ジャン兄弟の叔父にあたる。年齢で

いえば、ベルトランはかれらの10歳以上、アンジュー公ルネの10歳ほど年上である。その長いキャリアにおいては王国中枢部における活動もみられたのに対して、息子ジャンの活動の重点はアンジュー公領と教会に置かれた。以下、続柄は原則として、ベルトランからみた続柄を示す。【分家系図】を参照。

#### 〔1〕慣習法改正前

プレシニー卿ベルトランは、父ジャン1世及びその従弟マセの仲介でアンジュー公に奉仕し始めた。ベルトランは20歳を過ぎた頃の1422年、前述のマセからアンジェ城隊長職を引き継ぎ<sup>(28)</sup>、この公領防衛のリーダー的官職がキャリアの出発点となった<sup>(29)</sup>。

1437年、ルネ・ダンジューがブルゴーニュ公フィリップ善良の下での捕囚生活から解放され、公国君主としての活動をナポリで開始するにあたって、ベルトランは金銭を援助している。この点は、当時本家を継いだばかりの甥ルイと同様である<sup>(30)</sup>。ベルトランは、ルネ釈放の保証人としてプザンソンに赴いた後、翌38年1月8日、



ヌ統治に関わる官職を獲得していった。Lecoy de la March, *Le Roi René* ..., t. I, p. 501-502.

- (23) 本家系図(第74集49頁)を参照。なお、本家系図上のベルトランの生年「1382」は誤記。正しくは分家系図上の「1400」。
- (24) Breschère: 現マイエンヌ県マイエンヌ郡のコミュン、Le Rivau: 現アンドル＝エ＝ロワール県シノン郡のコミュン。
- (25) Bidet, «La famille de Beauvau», p. 478-479. 1437年8月、ルネ、その姉でシャルル7世妃マリ、母ヨランダのあいだでジャン条約が結ばれ、ルネの弟シャルルのメヌ伯領継承が承認された(Girardot, «René d'Anjou...», p. 29)。ただし、メヌは1420年代後半よりトゥール休戦条約後の1448年に至るまで英占領下にあった。J. Barker, *Conquest: The English Kingdom of France 1417-1450*, Cambridge / Massachusetts, 2012 (first published in 2009), p. 323-369.
- (26) 現在のle Grand-Pressignyは、現アンドル＝エ＝ロワール県ロッシュユ郡のコミュン。Cf. Bidet, «La famille de Beauvau», p. 492-493掲載の地図とp. 494の地名一覧。
- (27) 本家系図(第74集49頁)を参照。
- (28) 本家のピエール・ド・ボーヴォーのアンジュー公奉仕に関しては、第74集II-〔1〕。
- (29) ベルトランはこの肩書を、ルネがプロヴァンスにおいて政治生活から引退した1471年まで保持した。Cf. Bidet, «La famille de Beauvau», p. 473.
- (30) ルネ即位当初における本家の金銭援助・提供については、第74集II-〔1〕。

ナポリ遠征のための船購入費用を立て替えた。ルネはその債務弁済のため、アンジュー公領北部に位置したサン＝ロラン＝デ・モルティエをベルトランに授与した<sup>(31)</sup>。本家と同様に、ベルトランもまた父ジャンから受け継いだ財力を梃子に、ルネの君主としての活動を支えるなかで所領拡大を実現した。

この間、1436年頃、本家当主の甥ルイがアンジュー・セネシャルに就任するなかで、ベルトランのアンジュー公奉仕はどのように展開したのか。

ベルトランは1435年頃から、国王シャルル7世の下に送り込まれていた。当時、ルネは捕囚中だったため、ルネの母ヨランド・ダラゴンがアンジュー公領統治においてルネを代行した<sup>(32)</sup>。ヨランドは、英＝ブルゴーニュ軍の北仏占領に伴い、王太子シャルルの宮廷がブルジュを中心とするロワール以南に移った直後、ヴァロワ王家とブルターニュ公及びブルゴーニュ公との和解を進める等、当時の宮廷において影響力を有した。一方で、ヨランドは宮廷におけるアンジュー公家の利害の最大化にも努めていく<sup>(33)</sup>。ヨランドは王の下で公家の利害を代弁・遂行する忠臣として、当時ルネのナポリ遠征の援助にも積極的だったボーヴォー一族から、分家のプレシニー系に着目し、ヴァロワ王権下へと送り込んだ<sup>(34)</sup>。

義兄弟の間柄でもあるシャルル7世とルネの関係が良好な時期、ベルトランの活動において、王家への奉仕と公家への奉仕は矛盾することなく、共存していたと考えられる。この前提の下、1440年代には英仏和平ムードが高まる中、40代のベルトランは二人の君主の利害実現に奔走していく。

まず、公ルネへの奉仕から述べると、1442年が一つの区切りとなった。この年の6月、ルネはナポリ遠征においてアラゴン王アルフォンソ5世の軍に敗れてしまう。くわえて、同年11月、ルネ不在中の公領統治を支えてきた公母ヨランドが死去した<sup>(35)</sup>。これらの状況変

化のなかで、ルネは1434年の即位後初めてアンジューに帰還し、公領統治に本格的に従事していく。

1442年、二つの重要な財務官職が創設されたのはその表れである。一つは、本領アンジューの統治の要であるアンジェ会計院の長官職<sup>(36)</sup>、もう一つは公国財政全般に関して、すべての所領の官職保有者からの財務報告を調査する財務総務(généraux de finance) 2名の創設である<sup>(37)</sup>。後者は、ベルトランの甥ルイ・ド・ボーヴォーの下で一時導入されたアンジューとプロヴァンスのセネシャル兼任とともに<sup>(38)</sup>、公国全体を統括する統治組織の設置という観点から、ルネ治世の特質を考える上で重要である。ベルトランは、1442～1445年にかけて、この財務総務の職務に就いていた。

くわえて、ベルトランは1443年、ルネの侍従及び宮内長官(grand maître de l'hôtel)に登用されている<sup>(39)</sup>。母ヨランドという支柱を失うなかで公領統治に着手したルネにとって、まずは足場のアンジュー公領統治を固める上で、ベルトランは中心人物として期待された。

それではこの時期、ベルトランはもう一人の君主である国王シャルル7世の下でいかなる活動を展開したのか。アルマニャック派とブルゴーニュ派の内戦を終結させたアラス平和条約から4年後の1439年、ブルゴーニュ公フィリップ善良の妃イザベル・ド・ポルチュガルの仲介の下、英仏和平交渉が再開された。グラヴリース、オワ、1444年からはトゥールへと場所を変えて行われた交渉は、平和条約締結には至らなかったものの、同年5月28日、トゥール休戦協定が締結された。そこで、ベルトランはフランス側の全権代表を務めた<sup>(40)</sup>。

トゥールにおいては、2年間の休戦協定の締結及び和平交渉の継続とともに、英占領下のノルマンディー近辺におけるフランス人土地保有者の保障や戦争貢納金についての交渉の開始<sup>(41)</sup>、英王ヘンリ6世(在位1422～1461、1470～1471)とルネの娘マルグリットの結婚等

(31) Lecoy de la Marche, *Le Roi René ...*, t. 1, p. 132-134 et 135-136. Saint-Laurent-des-Mortiers は、現マイエンヌ県シャトー・ゴンティエ郡のコミューン。

(32) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 477.

(33) ヨランドのシャルル7世周辺での活動については、G. Minois, *La guerre de cent ans: naissance de deux nations*, Paris, 2008, p. 344; Ph. Contamine, *Charles VII. Une vie, une politique*, Paris, 2017, p. 116-120.

(34) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 478.

(35) それぞれの出来事の詳細については、Girardot, « René d'Anjou ... », p. 30-31.

(36) アンジェ会計院長官職の設置については、M. Le Mené, « La Chambre des comptes d'Anjou et les libéralités princières », dans Ph. Contamine et O. Mattéoni [s. la dir. de], *La France des principautés. Les Chambres des comptes XIV<sup>e</sup> et XV<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1996, p. 43-54; J. Favier, *Le roi René*, Paris, 2008, p. 476. 初代アラン・ルクー(在任1442-1450)を継いで、二代目長官となったギョーム・ゴ克蘭(在任1450-1464 長官職廃止)は慣習法改正委員会のメンバーの一人であった。第74集47頁及び註(19)。

(37) Girardot, « René d'Anjou ... », p. 50.

(38) 第74集II-〔2〕。

(39) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 484-485.

(40) 委任状より、Cosneau, *Les grands traités de la guerre de cent ans*, p. 157.

(41) 以上、休戦協定第1条、第10条、第11条。Cosneau, *Les grands traités de la guerre de cent ans*, p. 162-164, p. 169.

が取り決められた<sup>(42)</sup>。これらの内容には、英占領地のノルマンディーと仏側に留まるロワール川以南の境界地帯であるアンジューの利害が、少なからず反映されている。さらに翌年からロンドンにおいて、継続して和平交渉が行われたが、ベルトランはそこでも使節として渡英した。ベルトランはヘンリ6世との非公式会合のなかで、当時英占領下にあったメヌ伯領をルネに譲渡するという口約束を得たといわれる<sup>(43)</sup>。

ロンドンからの帰還後、ベルトランは王国の地方行政においても重要官職に任命されている。かれは1446年9月29日から1450年までトゥレーヌ・バイイを務めた<sup>(44)</sup>。国王バイイは主に王国北部の司法、行財政、国王軍召集等の要となる官職であり、トゥレーヌ地方はアンジュー公領の東側に位置した王領地であった。

ただし、当地のバイイは通常の国王バイイとは異なっていた。その違いは、任命状に記された官職のラテン語名に記されている。「*baillivus Turoniae, ressortorum et exempcionum Andegaviae et Cenomaniae*」<sup>(45)</sup>。訳すと、「トゥレーヌのバイイ、アンジューとメヌにおけるもろもろの管轄と免属(者)のための」。すなわち、王がこれらの地に親王領を創設した際(1356年)<sup>(46)</sup>、アンジュー公の権力から除外され、王の下に専属管轄されると定められた事物と人の管轄を任とする国王代官、となる。王の専管事項に属すとされる貨幣偽造や反逆罪、ユダヤ人や有力修道院に関する案件の処理等が基本的な職務であった<sup>(47)</sup>。

ベルトランがこの官職に任命されたことの意味は、どこにあったのか。職務と付随する権限のみに注目するならば、かれは自らが仕えるアンジュー公の権能から除外された権力を行使する王権側の役人に任じられたことになる。表面上は、アンジュー公領あるいは同公権の統制を任とする国王役人である。しかし、任命直前にシャルル7世とアンジュー公ルネが行動を共にしてトゥール休戦協定を実現したことや、ベルトランが交渉において重

要な役割を与えられたことを忘れてはならない。シャルルとルネの協調関係と、両者がともにベルトランに厚い信頼を寄せていた状況が浮かび上がってくる。また、ベルトランの本領がアンジューとともにトゥレーヌ地方の中心地であるトゥール近郊に点在したことも、官職任命の一因となったことは十分ありうる。

## 〔2〕筆頭顧問官へ

トゥールの休戦協定以来、神聖ローマ帝国との国境付近を移動したシャルル7世がパリに戻ると、1445年代後半、国王顧問会の再編が行われた。王族が締め出されたのである。代って、ジュヴェナル・デ・ジュールサン兄弟、ビュロ兄弟、ジャック・クール、デュノワ伯ジャン(オルレアンの子)等、百年戦争終結期の政治と軍事を彩ることとなる人々が顧問会に進出した<sup>(48)</sup>。このなかで、同年9月にルネ、12月には弟メヌ伯シャルルが顧問官の任を解かれたのをはじめ、息子カラブリア公ジャンを含めたアンジュー公周辺の人々が国王顧問会から姿を消した<sup>(49)</sup>。国王顧問会の動向は、シャルル7世とルネの利害実現に奔走してきたベルトランにどのような影響を及ぼしたのか。

まず確認すべきは、ベルトランが国王顧問会に残り続けたことである。アンジュー公家の人々が顧問会を去るなかで、なぜベルトランは留まることができたのか。あるいは、なぜ留まらざるを得なかったのか。その理由を考える糸口として、国王顧問官に留まった他の人物を考えてみよう。

シャルル7世に関する古典的な伝記を表したG・デュ・フレヌ・ド・ボクールによれば<sup>(50)</sup>、ベルトランの他に二人の人物が顧問官として留まっている。ヴァンドーム伯ルイは、ブルボン家の分家ヴァンドーム家の当主である。三年間、イングランドで捕囚生活を送った経験から英事情に詳しく、ベルトランとともにトゥール休戦交渉において全権代表を務めた。おそらく、この時の接触が

(42) 婚姻実現に至る経過と、トゥール休戦協定の背後にあったルネの思惑については、B. M. Cron, « The duke of Suffolk, the Angevin marriage, and the ceding of Maine, 1445 », *Journal of Medieval History*, 20 (1994), p. 77-99.

(43) この約束をめぐる当時の年代記作者間の記述の食い違いについては、Cron, « The duke of Suffolk, ... », p. 92-96.

(44) 在任年については、G. Dupont-Ferrier, *Gallia regia, ou état des officiers royaux des bailliages et sénéchaussées de 1328 à 1515*, 6 vols, Paris, 1942-1961, t. VI, p. 14-15 (整理番号 No : 22146) .

(45) *Ibid.*, p. 14 (整理番号 No : 22146) .

(46) 1356年、国王ジャン2世は次男ルイの親王領として、アンジューを伯領のタイトルの下に授与した。その後1360年、ルイが自らの身代わりに渡英する際、王は伯領を公領に格上げした。その時の親王領設定文書は、オリジナルの控えがアンジェ会計院記録集に伝来し、以下に刊行されている。Lecoy de la Marche, *Le Roi René ...*, t. 2, p. 206-208.

(47) 親王領創設後も王権下に留まった事項とそれを管轄した国王バイイについては、拙著『百年戦争期フランス国制史研究—王権・諸侯国・高等法院』北海道大学出版会、2012年、234-235, 276頁。

(48) G. du Fresne de Beaucourt, *Histoire de Charles VII*, 6 vols, Paris, 1881-91, t. IV (1888) : L'expansion de la royauté 1440-1449, p. 103-104.

(49) それぞれのアンジューへの帰還時期については、Beaucourt, *Histoire de Charles VII*, t. IV, p. 103.

(50) Beaucourt, *Histoire de Charles VII*, t. IV, p. 104.

一つのきっかけとなって、10年後の1454年、ルイの息子ジャンとボーヴォー本家の娘イザベルの結婚が成立したと考えられる<sup>(51)</sup>。もう一人はピエール・ド・ブレゼである。ピエールは、1437年からボーヴォー本家の世襲開始までの時期<sup>(52)</sup>、アンジュー・セネシャルと同時に、ポワトゥーにおける国王セネシャルも務めた。1449年、シャルル7世によるノルマンディーの再征服後はその現地役人にも任命されている。ピエールもまた、トゥール休戦交渉の仏側全権代表を務めた<sup>(53)</sup>。かれらが国王顧問官を解任されなかった理由には、英との平和交渉の継続という現実的な事情があったと考えられる。くわえて、ベルトランは、トゥレーヌ国王バイイの官職には1450年まで留まった<sup>(54)</sup>。

とはいえ、主君ルネの動向に影響されたのだろうか、ベルトランの活動も1450年代、徐々にアンジューへと向かい始めた。同52年、ベルトランは本家当主の甥ルイに続いて三日月騎士団(1448年8月ルネによって創設)への入団を許可された後、同54年9月にはルネとジャンヌ・ド・ラヴァルとの結婚(2回目)において、ラヴァル家との交渉役を務めた<sup>(55)</sup>。さらに、アンジュー公ルネの側近としての活動の最たるものが、ルネの顧問官としての活動である。

1453年5月4日、ルネは再度のナポリ遠征のため、フィレンツェに向けて出発した<sup>(56)</sup>。ルネはその途上、同年5月8日、トゥールにおいて顧問会令を発した。ルネは自らとともに、一人目の妃イザベル・ド・ロレーヌの死去(2月28日)により妃も不在という状況を念頭に、以下の命令を発した<sup>(57)</sup>。当時の慣例にしたがい、アンジェ城の会計院執務部屋において週二回、顧問会を開催すべきことを確認した上で<sup>(58)</sup>、主要な顧問官を指名した。

余の侍従にして宮内長官、余の顧問会における筆頭にして枢要な人物としてプレシニー卿、余の尚書局長であるアンジェ司教、アンジュー〔通常〕裁判官、余の〔アンジェ〕会計院の長官、アンジュー財務官、同弁護士、同代訴人、顧問会における余の宮内嘆願審査官としてギョーム・プロヴォ師…<sup>(59)</sup>

当時50歳を過ぎていたプレシニー卿ベルトランは、「筆頭顧問官」に指名された。「筆頭顧問官」は、本家を継いだ兄のピエール・ド・ボーヴォーがかつて保持した肩書である<sup>(60)</sup>。1435年のピエール死去によって、その地位はピエールの長男で、ベルトランの甥であるルイに受け継がれたと考えられる。しかし、男子を残さなかったルイは1450年代半ばより、弟ジャンへの領地及びセネシャル職の継承を進めた<sup>(61)</sup>。こうしたなか、アンジュー公ルネは筆頭顧問官の地位について、ボーヴォー家の本家当主による世襲ではなく、一族において最年長であることやそれまでの奉仕内容を考慮した上で、ベルトランをこれに指名したものと考えられる。

それでは、アンジュー公領において筆頭顧問官とはどのような存在なのだろうか。顧問会令にはその権能や任期等は記されていない。一方で、顧問会の開催権については、筆頭顧問官ではなくアンジュー公の尚書局長(chancelier)がこれを保持した。14世紀末以降、尚書局長の官職はアンジェ司教が兼任することが慣例であった<sup>(62)</sup>。この時、アンジェ司教兼尚書局長の地位にあったのは、ベルトランの次男ジャンであった。

ジャンは顧問会令発布当時、30歳前後であったと思われる<sup>(63)</sup>。アンジェ大学で自由学芸を修めたジャンは、父ベルトランの仲介によりシャルル7世からの推薦を得

(51) II-〔3〕

(52) Lecoy de la Marche, *Le Roi René* ..., t. 1, p. 501-502.

(53) 以上、ピエールの経歴については、C. Port, *Dictionnaire historique, géographique et biographique de Maine-et-Loire*, 3 vols, Angers, 1974 (premièrement en 1874), t. I, p. 494-495.

(54) Dupont-Ferrier, <*Gallia regia*>, t. VI, p. 14-15 (整理 No : 22146) .

(55) Lecoy de la Marche, *Le Roi René* ..., t. 1, p. 301 et p. 533; C. Port, *Dictionnaire*, t. I, p. 274.

(56) Lecoy de la Marche, *Le Roi René* ..., t. 1, p. 275.

(57) 顧問会令は Lecoy de la Marche, *Le Roi René* ..., t. 2, p. 269-271 に刊行。

(58) アンジェ城内における会計院執務室の位置については、F. Comte, « Les lieux du pouvoir ducal à Angers au XV<sup>e</sup> siècle », dans J.-M. Matz et N.-Y. Tonnerre [s. la dir. de], *René d'Anjou (1409-1480): Pouvoirs et gouvernement*, Actes du colloque international d'Angers (du 26 au 28 novembre 2011), Rennes, 2011, p. 163-194, spécialement p. 164-166.

(59) Lecoy de la Marche, *Le Roi René* ..., t. 2, p. 269-270 : « le sire de Précigny, nostre chambellan et grant maistre d'ostel, comme premier et principal de nostredit conseil, l'évesque d'Angiers, nostre chancelier, le juge d'Anjou, le président de noz comptes, noz trésorier, avocat et procureur d'Anjou, et maistre Guillaume Provost pour maistre des requetes de nostredit hostel oudit conseil, ... ».

(60) 第74集51頁, 54頁。C. Port, *Dictionnaire*, t. I, p. 274.

(61) II-〔3〕。

(62) I. Mathieu, « Des hommes au service des princes. Les grands officiers en Anjou et dans le Maine à la fin du Moyen Âge » dans *Les grands officiers dans les territoires angevins - I grandi ufficiali nei territori angioini* (Riccardo Rao), en ligne, Roma : Publication de l'École française de Rome, 2016 (généré le 16 juin 2017), p. 17-18.

(63) 以下、アンジェ司教ジャンについては、Mathieu, « Des hommes ... », p. 20 参照。

て、1447年10月15日に聖堂参事会により選出、1450年12月30日、教皇勅書によりアンジェ司教に叙任された（在位1447～1467解任）。同51年3月24日付の任命状により、尚書局長の地位を確認される。これにより、「顧問会の人々を召集させる」権能を授与された<sup>(64)</sup>。この司教ジャンが慣習法改正委員会のメンバーにも指名されたことは、前述の通りである<sup>(65)</sup>。

先に引用した通り、顧問会令に記載された顧問官の順番は、先頭に筆頭顧問官（ベルトラン）、その次に尚書局長（次男ジャン）となっている<sup>(66)</sup>。顧問会における権能において、ベルトラン—ジャン父子のあいだにどのような違いがあったのかは定かではないものの、以上の点を踏まえるならば、1450年代中ば以降、ルネ不在時の顧問会において、ボーヴォー家プレシニー系が主導権を有したことは確実である。さらに、プレシニー系父子に集積された諸官職の内容とともに、本家が継承問題を抱えていたこと等を考えるならば、ボーヴォー族において、分家の権勢が本家に対して優位に立ったという印象を受ける。アンジェ公領の統治において、本家と分家はいかなる関係に立っていたのか。この問いは、当時におけるアンジェ・セネシャル（本家当主ルイ⇒ジャン）と筆頭顧問官（分家当主ベルトラン）の関係が公領統治において、どのように展開したのかという問いに置き換えることができる。以下、この問題の一端を、アンジェ公領の中央統治の現場で起きていた一紛争を検討することで考察したい。

1450年代初頭以来、アンジェ公領の主要役人のあいだで、アンジェ大学の特権保護権（conservatorerie d'Université d'Angers）をめぐる管轄権争いが起きていた。1373年7月29日、シャルル5世王（在位1364～1380）による大学特権の承認以来<sup>(67)</sup>、その特権保護権はアンジェ・セネシャル代行官とアンジェ・プレヴォ裁判官によって共同行使されることが慣例となっていた。しかし、セネシャル代行官がプレヴォ裁判官の権利を否定し、アンジェ大学の教授陣も巻き込んで紛争が長期化すると、当事者はその対処を顧問会に求めた。これに関する決定の備忘録と議事録が会計院記録集に控えられ、伝来している<sup>(68)</sup>。そこから公領中央役人たちの紛争処理への関与をみてみよう。

1451年6月16日の顧問会においては、両当事者に対して共同行使の慣例に従うべしと命じることが決定された。決定の備忘録には、その場に居合わせたルネの顧問官として、先頭から「〔アンジェー・〕セネシャル〔ルイ・ド・ボーヴォー〕、プレシニー卿〔ベルトラン・ド・ボーヴォー〕、〔アンジェー通常〕裁判官〔ジル・ド・ラ・レオテ〕、アンジェー弁護士と同財務官」と記されている<sup>(69)</sup>。この時、セネシャルのルイは、紛争のきっかけを作ったセネシャル代行官の上位役人という立場でもあったが、公領行政の長という立場からこの決定の場に関与したことが分かる。

しかし、紛争は容易に収まることはなかった。2年後の1453年9月27日と同30日、両当事者は改めて顧問会に呼び出された。そこで再び、共同行使の慣例の順守が命じられた。その時の議事録によると、両当事者の呼出を発令したのは、半年後に筆頭顧問官に指名されるベルトランであった。セネシャルのルイはこの時の顧問会には出席していない。ベルトランは、大学関係者が持参したカルチュレールと思しき書物等も参考に、前述した1451年のセネシャルが出度した顧問会決定を繰り返した<sup>(70)</sup>。この事例からは、すでにこの時点でベルトランが顧問会を主導したようにも考えられるが、ルイ不在のため、断定はできない。

一方で、少々時代は下るが、先に検討した1461年4月27日付、アンジェ公領の毛織物産業奨励に関する措置に関与したメンバーを思い出してみよう。その時の書状は、その場に居合わせた者たちを、シチリア王ルネ、プロヴァンス・セネシャルのルイ、ツーロン司教ジャン、アンジェー・セネシャルのジャン、プレシニー卿ベルトランの順で記していた<sup>(71)</sup>。

以上、分家ベルトランと本家ルイの顧問会での行動を考えるならば、ルネ不在時の顧問会において公領行政に関する措置が命じられる時、顧問会を代表したのはアンジェー・セネシャルのルイであったと思われる。筆頭顧問官ベルトランの役割はこれを補佐するとともに、セネシャルが不在の時にこれを代行するという役割を担った。ボーヴォー本家の世代交代や分家の官職集積が進んだ後においても、本家及びセネシャル職を上位とする考えは続いていたと考えるのが妥当であろう。ただし、こ

(64) BB 2, t. 2, p. 5 : « ... congié, puissance et auctorité de faire ressembler les gens de nostre conseil ... ».

(65) 第74集47頁。

(66) 註(59)。

(67) シャルル5世がオルレアン大学に倣ってアンジェ大学の規約を認可した時、同大学で教育研究されたのはローマ法とカノン法であった。1432年10月8日、ヨランド・ダラゴンの要求によって教皇エウゲニウス4世から勅書を取得して以降、三学部体制が始まった。Matz, « Le duc en son apanage », p. 69.

(68) 備忘録 : BB 2-4, p. 178-179 ; 顧問会議事録 : BB 2-4, p. 179-182.

(69) BB 2-4, p. 178 : « ... mondit seigneur le seneschal, le sire de Precigny, les juge, avocat et tresorier d'Anjou, ... ».

(70) BB 2-4, p. 179-180 et p. 180-82.

(71) 註(20)。

の序列が、セネシャルという官職自体に起因したものなのか、あるいは本家という家格に起因するものなのかは定かではない。いずれにしても、ボーヴォー一族において、本家と分家のあいだで大きな対立や紛争があったことは伝えられていない。

### 〔3〕慣習法改正後

1461年7月22日、国王シャルル7世が死去し、かつて王に叛逆した経験のあるルイ11世（在位1461～1483）が即位した。この世代交代は、アンジュー公とフランス王の双方に仕えてきたプレシニー卿ベルトランにどのような影響を及ぼしたのか。

王の代替わりを経た1461年、当時60歳になっていたベルトランは、再び王国のしかも中央の要職に就任した。ルイ11世が父王シャルル7世期の国王役人の入れ替えを進めるなか<sup>(72)</sup>、ベルトランは1462年、パリ会計院の世俗長官に任命された<sup>(73)</sup>。そこでの活動は本課題には直結しないため先行研究に譲るが<sup>(74)</sup>、任命の背景には、ベルトランの王国統治機関での勤務経験、特にルイ11世がその治世において多く滞在したトゥールにおいて、国王バイイとして勤務してきた実績が影響していると考えられることができる。

この頃のベルトランの活動は、アンジュー公領を拠点とした1450年代とは対照的に、王国とアンジューの狭間において展開することとなった。それは時代背景こそ違え、1440年代の活動状況と類似する。

こうした任務の一つとして、1461年11月におけるフランス王家とアンジュー公家の結婚問題があった<sup>(75)</sup>。同年、王位を継承したばかりのルイ11世と王妃スザンヌ・デコッスのあいだに男子が生まれないなか<sup>(76)</sup>、王は各地における諸侯領の王領併合の機会を窺いながら、最大の所領を有するブルゴーニュ公国の動向に警戒していた。王は、王の代替わりとともにアンジュー公家との関係がこじれながらも、ロレーヌとバールがブルゴーニュ公領をイル＝ド＝フランスから挟撃する位置にあることを視野に入れて、叔父のルネを自身の陣営に留めようと画策した<sup>(77)</sup>。

一方、ルネの長男カラブリア公ジャンは進行中のナポリ再征服遠征において、王とともに王母であり自らの伯母であるマリ・ダンジュー（ルネの姉）の援助を期待した。両者の利害が合致して、王の長女アンヌとカラブリア公の子ニコラ（ルネの孫）の結婚が計画された。この計画は実現しなかったものの、ベルトランはアンジュー側の交渉役として、本家当主でプロヴァンス・セネシャルのルイ、メーヌ伯シャルル、マルセイユ司教ニコラ・ブランカとともに持参金や寡婦財産等に関する交渉を行った。ただし、この頃、ベルトランは王権側の利害を擁護する行動を求められることも少なくなかった。

四年後、1465年3月～10月にかけて、王の中央集権化に対するストレスをため込んだ諸侯がシャロレー伯シャルル（後のブルゴーニュ突進公）の下に結集し、公益同盟戦争を起こした。アンジュー公ルネは、国王ルイ11世の叔父として、諸侯の説得を要請された。ルネは同年3月末における王弟ベリー公シャルルの説得に続いて、8月、同盟に参加した自身の長男カラブリア公ジャンの説得を命じられた。ジャンは、ルイ11世がナポリ問題に関してアラゴンを支援したことに不満を抱き、公益同盟に参加していた。同年7月16日、同盟側が勝利したモンレリーの戦いにおいて、ジャンはイタリア兵とスイス兵を伴って戦闘に参加している<sup>(78)</sup>。国王ルイ11世と息子ジャンの狭間に立つルネが、ジャンの説得を任せた忠臣の一人がベルトランであった<sup>(79)</sup>。説得は成功しなかったものの、ルネの側近であると同時にパリ会計院世俗長官であったベルトランは、公と王の双方の利害を代表し、実現する仕事に適任であったといえる。

こうしてアンジュー公家と王権の仲介役として、時に難しい局面に立たされたベルトランであったが、自身の家門の権勢拡大においては、主君ルネ及び王権とのつながりを最大限利用した。ベルトランは、計4回の結婚を通じて16名前後の男女を残したことが知られている（【分家系図】<sup>(80)</sup>）。より多くの活動が伝えられるのは、一人目の妃とのあいだに生まれた長男アントワーヌと、先にも触れた次男でアンジェ司教のジャンである。

ベルトランは継承者とみなすアントワーヌを、ルネで

(72) 国王役人の入れ替えについては、F. F. Martin, *Justice et Législation sous le règne de Louis XI : La norme juridique royale à la veille des Temps modernes*, Paris, 2009, p. 143-161.

(73) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 480 ; C. Port, *Dictionnaire ...*, t. I, p. 274.

(74) H. Jassemin, *La Chambre des comptes de Paris au XI<sup>e</sup> siècle, précédé d'une étude sur ces origines*, Paris, 1933.

(75) 以下、結婚交渉については、Lecoy de la Marche, *Le Roi René ...*, t. 1, p. 334-335 ; Girardot, « René d'Anjou ... », p. 39.

(76) 9年後の1470年6月、長男シャルル（後の国王シャルル8世）が生まれた。Girardot, « René d'Anjou ... », p. 39.

(77) Girardot, « René d'Anjou ... », p. 36-38.

(78) Lecoy de la Marche, *Le Roi René ...*, t. 1, p. 357-363.

(79) この時、ルネはベルトランとともにプロヴァンスの忠臣ガスパール・コッサにも説得を要請している。Lecoy de la Marche, *Le Roi René ...*, t. 1, p. 361-363. 王はこれらの説得への報酬として、ルネに金銭や定期金等を授与した。Cf. *Ibid.*, p. 360-361.

(80) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 481-482.

はなく国王シャルル7世の宮廷に送り、そこで養育させた。1461年7月のシャルル死後、アントワヌは一時期ではあるが、王権からの自立を目指していたブルターニュ公フランソワ2世に仕えた。1472年、ベルトランはパリ会計院世俗長官を辞するにあたって、アントワヌへの長官職継承をルイ11世に求め、承認された<sup>(81)</sup>。

ベルトランは、次男ジャンについても国王シャルル7世との君臣関係を利用して、教会での地位を確保した。ジャンは1450年以降、王の仲介でアンジェ司教及びルネの尚書局長に就任した後（詳しくは〔2〕）、1456年には国王顧問官に就任している。その後、アンジェ司教座聖堂参事会とトゥール大司教がジャンの教会統治に対して苦情を呈すると、紛争となり、ジャンは破門の後1467年に司教位を解任された。しかし、2年後には国王ルイ11世の仲介によって復位している。この復位については、シスマ中のため、ローマ教皇の承認は得られなかったものの<sup>(82)</sup>、ベルトランから国王ルイに対して、何らかの働きかけがあったことが十分に推測される。

それでは、アンジュー公と国王の双方の下で高級役人に登り詰めたベルトランは、どのような結婚をしたのか。かれは生涯で4回結婚している。いずれにおいても、アンジュー公領内の有力貴族家門から妃を迎えた。一人目はラ・トゥール家ジャンヌ（子供5名）、二人目はプレゼ家フランソワーズ（子供7名）<sup>(83)</sup>、三人目はル・シャトレ家イドゥ（子供4名）、四人目はアンジュー公家のブランシュ（子供なし）である（【分家系図】）<sup>(84)</sup>。このうち、四度目の結婚、ブランシュ・ダンジューとの結婚には、ベルトランに対するルネの立ち位置がにじみ出ている。

ブランシュはルネの庶子である<sup>(85)</sup>。その結婚は1467年11月28日、アンジェ城付礼拝堂で調印された。ベルトランはパリ会計院長官に在任中とはいえ、すでに67歳に達していた。なぜ、このような結婚が成立したのだろうか。

ベルトラン側からすれば、この結婚は一回目ないし二回目の結婚のように子孫を残し、家門を永続させるためのものとは考えにくい。また、当時のベルトランがアン

ジュー公家とのネットワークをさらに深める必要もなかったと思われる。一方で、ルネ側から考えると、それまでのベルトランの奉仕への報いとして、娘を通じて、仏王家の分家であるアンジュー公家との姻戚関係という名誉を与えようとした可能性が高い。しかし、結婚の条件面にはルネの様々な思惑もまた見え隠れしている。

ブランシュの持参金は15,000エキュ・ドールと決められた。前述のボーヴォー本家イザベルとヴァンドーム伯ジャンとの結婚における持参金30,000エキュ・ドールと比較すると、アンジュー公の娘の持参金としては低い。さらに持参金の支払いは分割払いとされた<sup>(86)</sup>。ベルトランはその全額を受け取るまでのあいだ、ポワトゥーとの境界に位置するミルボー城主領の収益を受領することで満足しなければならなかった<sup>(87)</sup>。くわえて、ベルトランがブランシュよりも先に死んだ場合、アンジューとトゥレーヌを中心に先代から集積された莫大な所領の大半は、ブランシュが相続するとされた。長男アントワヌの取り分は少なかった。ベルトランの年齢から、ブランシュが相続する可能性は高い。アンジュー公家のこれまでの動向を踏まえるならば、ルネはこの結婚を通じて、父ルイ2世期以来、ナポリ遠征のための軍資金と引き換えに手放した領地の回収を期待したことは確実であろう。

しかし、ブランシュはベルトランよりも早く、1471年4月17日に死去した<sup>(88)</sup>。ルネの思惑は実現しなかった。公家との結婚は名誉とはいえ、ベルトランがこのような家門の永続にとって有利とはいえない内容の結婚を、なぜ受け入れたのかははっきりしない。しかし、この結婚には、あまりに大きくなったプレシニー卿の権勢と所領に対するルネの警戒と、ベルトランの家産を狙うその家門戦略が暗示されている。

## おわりに

15世紀中葉、ルネ・ダンジューの所領は莫大な数に上り、極度に分散していた。ルネは各地の政治的・文化的多様性という背景をどこまで統合しようとしたかは定かではないが、その一方で、フランス・ヴァロワ王権との関係も視野に入れながら、所領を統治せねばならな

(81) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 481-482.

(82) Mathieu, « Des hommes ... », p. 20.

(83) 〔2〕で言及したピエール・ド・プレゼとフランソワーズとの血縁関係について、今後、アンジュー公の奉仕者集団の人的関係の観点から調査していく予定である。ピエールはボーヴォー本家の世襲が始まる前にアンジュー・セネシャルを務め、1444年のトゥール休戦協定の時には分家のベルトランとともに仏側全権代表を担った。トゥールでの関わり合いが、ボーヴォー分家とプレゼ家との婚姻のきっかけとなったことが推測される。婚姻の背景を解明していくことで、中世末期アンジュー公領の地元上級貴族の社会的関係を明るみに出せるのではないだろうか。

(84) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 497 掲載のプレシニー系の系図も参照。

(85) C. Port, *Dictionnaire*, t. I, p. 275.

(86) 結婚の条件については、Lecoy de la Marche, *Le Roi René ...*, t. 1, p. 343; Bidet, « La famille de Beauvau », p. 490.

(87) Mirebeau : 現ヴィエンヌ県ポワティエ郡のコミュン。

(88) Lecoy de la Marche, *Le Roi René ...*, t. 1, p. 304 et p. 434.

かった。ボーヴォー家の人々の活動や職務が、本稿で明らかにしたような多様な内容と地域に及んだのは、こうしたルネの君主としての立ち位置と連動していた。

本稿では、L. ビデアやI. マティユ等の近年の研究を参照しつつも、君主の「奉仕者」としての一族の活動内容を、アンジュー公領の外側の地域や勢力との関係も視野に入れて考察した。

この結果、一族の活動の一つの傾向として、ルネがアンジュー公に即位した1434年頃より、地中海方面における軍事的な職務から、公国本領であるアンジュー公領の統治業務へという重心移動を指摘することができる。1450年代末以降に行われた慣習法改正という責務から推測されるように、本家のルイージャン兄弟とともに委員会メンバーに任じられた分家のベルトランージャン父子等、一族の主要メンバーは文字文化とも深い接触をもった<sup>(89)</sup>。このような能力もまた、かれらを公領統治業務の中核へと駆り立てたのだから。

とはいえ、ルネは父ルイ2世ならびに兄ルイ3世と同様、治世の大半においてアンジューよりもプロヴァンスにおいて活動した。よって、この重心移動から、一族がルネの側近の仲間入りを果たしたということではできても、公国全体のトップ貴族に登りつめたとい断することはできない。本家のルイ・ド・ボーヴォーがアンジューとプロヴァンスのセネシャルを一時期兼任することがあったとしても、ルネは顧問官をはじめとする「奉仕者」を、言語や移動等の問題から基本的には所領毎に現地登用していた。そして、当時の「諸侯国家」においては、「奉仕者」を出身地域によってランク付けするような発想なり、慣例なりがあったとも考えにくい。

こうした傾向を踏まえた上で、本家のルイージャン兄弟の活動内容を振り返るならば、公国の本領であるアンジュー公領に限っていうと、かれらはその筆頭貴族であったと結論することは可能であろう。

この兄弟に匹敵する権勢と所領を有したアンジュー貴族は、分家のプレシニー系ぐらいであろう。それを何よりも物語るのは、公領中央行政の要であるセネシャル職の世襲である。特に兄ルイはこれを足掛かりとして、ロレーヌ及びプロヴァンスにおいてもルネの統治活動を支えた。それとの関連性は定かでないが、兄弟はともにアンジュー家の仏東部所領の貴族家門から妻を迎えている<sup>(90)</sup>。ルイは一度目の結婚において、ロレーヌ公領のシャンプレ家のマルグリット、ジャンはパール公領のマノンヴィル家のジャンヌと結婚した。こうした公国を横断するような婚姻関係は、アンジュー公国下の分散した所領

間における貴族レベルの接触と交流という、別の大きな研究課題を示唆するものである。

分家プレシニー系の活動も、基本的にはアンジュー公領を中心としたことは間違いのないだろう。しかし、本稿での考察から、本家よりも王権と王国への勤務の比重がやや大きかったといえる。この微細な違いを、一族内での君主奉仕の役割分担と考えることができるならば、この分担こそは、ルネが諸侯国君主であると同時に、フランス王の忠臣であり続けたことと不可分の関係にあったといえることができる。

とりわけ、プレシニー卿ベルトランは、その生涯においてアンジュー公ルネとフランス王のあいだを行き来した。シャルル7世及びルイ11世王権下でのその職務は、顧問官をはじめ地方行政役人、外交官、中央行政役人と多岐にわたり、一地方貴族が諸侯への奉仕を足掛かりとして、王国の中核へと登りつめた典型例といえる。ベルトランは、こうして獲得した王権とのパトロネージを梃子として、さらに息子たちを王国の聖俗の要職に送り込むことに成功した。

本稿は、アンジュー公領の筆頭貴族家門といえるボーヴォー家の主要メンバーという限られた題材を対象とした考察にすぎない。

しかし、かれらの活動には、中世末期のフランスにおいて各地で諸侯国が活性化することにより、パリの他にも地域レベルで統治業務を担うことのできる社会層が成長し、そこでフランス王国を担う人材も生まれていたことの一部が示されている。そのなかで、ボーヴォー一族の活動範囲はアンジューから、一方ではプロヴァンスとロレーヌというルネの公国版図を横断し、他方では当時ますます王国の中心性を備えつつあったパリへというベクトルを示した。それは、アンジュー公国という複合的諸侯領が、15世紀においてその片足をフランスの外側に置きながらも、王国の中央と地方の双方にパイプを持つのでなければ、生き残れないという構造を示すものと考えられることができる。

とはいえ、この歴史像は、15世紀中葉のアンジュー慣習法改正を主導した人々のうち、高級貴族層の活動から得られた限定的な展望である。むしろ、慣習法改正業務を実質的に担うとともに、ボーヴォー家とはまったく異なる由来と能力からルネに奉仕した法実務家に着目し、そのキャリアという切り口から公国統治を考察するならば、どのようなアンジュー公国の姿が浮かび上がってくるのだろうか。それは、ルネ・ダンジューの公国統治のあり方のさらなる解明のために不可欠の問題である。

(89) ベルトランは1447年5月、ニコラ・オレム訳のアリストテレス『ニコマコス倫理学』を購入し、ルイはボッカッチョ『フィロストラト』（1334年頃）を翻訳させたことが知られている。Cf. Bidet, « La famille de Beauvau », p. 486.

(90) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 488-489.

